

事務連絡
平成30年9月20日

市内指定居宅介護支援事業者 様

四国中央市 高齢介護課長

訪問介護の生活援助中心型サービスが基準回数を超えるケアプランの取扱いについて

日頃は、市介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)の一部改正に伴い、訪問介護の生活援助中心型サービスの提供回数が厚生労働大臣が定める回数を超える場合には、当該利用者に係る居宅サービス計画を保険者である市町村に提出することが定められ、本年10月1日から適用されます。

つきましては、四国中央市における事務手続き等につきまして下記のとおりといたしますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 届出について

介護支援専門員は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」第13条第18号の2の規定に基づき、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の生活援助中心型サービスを位置付ける場合にあっては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、その利用の妥当性を検討し当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、別添の届出書に係る書類を添えて当該居宅サービス計画を四国中央市高齢介護課へ届出する必要があります。

2. 届出書及び関係書類の提出がなくサービスを利用した時又はサービスの利用に妥当性が無いと四国中央市が判断した場合は、保険給付の対象となりません。

3. 届出書及び関係書類については、サービス内容の見直し時期（介護認定の更新又は変更、長期目標などの見直し、生活援助の回数変更など）に提出してください。
ただし、利用者の希望による軽微な変更（利用日変更など）は除きます。

4. 厚生労働大臣が定める回数等について

1月につき次の回数以上の生活援助中心型サービスを提供した場合は届出が必要です。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※届出の要否の基準となる回数の詳細については、別添「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について（平成30年5月10日付老振発0510第1号）をご確認ください。

5. 提出書類

- (1) 訪問介護の生活援助中心型サービスが基準回数を超えるケアプランの届出書（添付ファイル参照）
- (2) 居宅サービス計画（ケアプラン）の写し
- (3) サービス担当者会議の記録の写し
- (4) 支援経過記録（該当部分）の写し

6. 適用年月日等

本件については、平成30年10月1日からの適用となるため、10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行ってください。

7. 届出の期日について

当該月において作成又は変更（利用者の希望による軽微な変更を除く）し、利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画のうち、一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに、四国中央市高齢介護課へ届出てください。

【お問合せ先】

四国中央市 高齢介護課 管理・給付係